

心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(年金管理者)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>（1） <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>（2） <u>破産者であつて復権を得ないもの</u></p> <p>3～7 [略]</p> | <p>(年金管理者)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>（1） <u>精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるため、又はその能力が著しく不十分であるため、年金の受領及び管理を適正に行うことができない者</u></p> <p>（2） <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>3～7 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この条例は、令和2年3月1日から施行する。